

令和3年度 港区の実地指導の実施状況について

1 実施指導に係る重点項目

- (1) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための体制整備
- (2) 法令・条例に基づく事業運営の適正化と透明性の確保
- (3) 利用者保護及びサービスの質の確保
- (4) 新型コロナウイルス感染症防止のための措置の実施の有無
- (5) 省令改正及び報酬改定への対応状況

2 令和3年度 実施実績（令和4年3月1日現在）

- (1) 実施事業所数（延べ実施数）・・・11 事業所
- (2) サービス別実施数

サービス名	実施数
居宅介護	4
重度訪問介護	1
共同生活援助	4
計画相談支援	2
障害児相談支援	2
放課後等デイサービス	1
移動支援	4
合計	18

※実施数には、多機能型事業所を含みます。

(3) 文書指摘事項一覧

文書指摘事項	指摘数
利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための必要な体制の整備等に不備がある	7
運営規程に必要事項を定めていない	1
従業者から秘密保持に関する誓約書を得ていない	2
見やすい場所に掲示が行われていない	1
管理者が従業者及び業務の管理を一元的に行っていない	2
利用者の受給資格を確認していない	1
領収書を交付していない	2
個別支援計画作成に係る事務が不適切	8
モニタリング結果を報告していない	2
法定代理受領に関する通知を行っていない	1
サービスの提供記録について利用者から確認を受けていない	1
苦情の対応が不十分	2
事故発生時（緊急時）の対応が不十分	5
給付費の算定が不適正	1
加算の算定が不適正	1
業務管理体制の整備に関する事項を届け出していない	1
法及び法施行規則で定める事項の変更を届け出していない	2
感染対策の措置が不十分	1
預り金の管理が不適正	2
合計	43

(4) 指定事務受託法人の活用・・・6事業所

委託先：公益財団法人東京都福祉保健財団

サービス名	委託数
居宅介護	2
共同生活援助	3
放課後等デイサービス	1
合計	6

※委託可能事業は、居宅介護、重度訪問介護、就労継続支援B型、就労移行支援、就労定着支援、共同生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス